

○福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成十八年十月十六日

福岡県規則第七十八号

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則を制定し、ここに公布する。

福岡県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府令・文部科学省令・厚生労働省令第二号。以下「主務省令」という。）、福岡県認定こども園の認定要件に関する条例（平成十八年福岡県条例第五十四号）及び福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年福岡県条例第三十六号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（平二四規則一〇・平二七規則二四・一部改正）

(認定の申請)

第二条 法第四条第一項の規定による認定の申請は、様式第一号により行わなければならない。

(設置の届出等)

第三条 法第十六条の規定による設置の届出又は法第十七条第一項の規定による設置の認可の申請は、様式第二号により行わなければならない。

（平二七規則二四・全改、平二八規則三九・旧第四条繰上・一部改正）

(変更の届出等)

第四条 次の各号に掲げる変更の届出書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第十六条の規定による設置者変更の届出書又は法第十七条第一項の規定による設置者変更の認可申請書 様式第三号
- 二 法第十六条の規定による廃止若しくは休止の届出書又は法第十七条第一項の規定による廃止若しくは休止の認可申請書 様式第四号
- 三 法第二十九条第一項又は主務省令第十五条第二項の規定による変更の届出書 様式

第五号

- 2 主務省令第二十八条第一号の都道府県知事が定める数は、法第四条第一項第三号に規定する保育を必要とする子どもに係る利用定員又は同項第四号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員の十分の一とする。
- 3 主務省令第二十八条第二号の都道府県知事が定める変更は、保育に従事する者の増加に係る変更及び保育に従事しない者の増減に係る変更とする。

(平二七規則二四・追加、平二八規則三九・旧第五条繰上・一部改正)

(報告の方法)

第五条 法第三十条第一項の規定による報告は、毎年度終了後二月以内に、様式第六号により行わなければならない。

(平二七規則二四・旧第五条繰下・一部改正、平二八規則三九・旧第六条繰上・一部改正)

(認定通知書等の様式)

第六条 次の各号に掲げる認定通知書等の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第三条第一項又は第三項の規定による認定こども園の認定通知書 様式第七号
- 二 法第三条第六項の規定による認定こども園の認定に係る協議書 様式第八号
- 三 法第三条第八項の規定による認定こども園の不認定通知書 様式第九号
- 四 法第七条第一項の規定による認定こども園の認定取消通知書 様式第十号
- 五 法第八条第一項の規定による認定こども園の認定(取消し)に係る協議書 様式第十一号
- 六 法第十七条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の認可通知書 様式第十二号
- 七 法第十七条第四項又は第五項の規定による幼保連携型認定こども園の認可に係る協議書 様式第十三号
- 八 法第十七条第七項の規定による幼保連携型認定こども園の設置不認可通知書 様式第十四号
- 九 法第二十二条第一項の規定による幼保連携型認定こども園の設置認可取消通知書 様式第十五号

(平二四規則一〇・一部改正、平二七規則二四・旧第六条繰下・一部改正、平二八規則三九・旧第七条繰上・一部改正)

(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平二七規則二四・旧第七条繰下、平二八規則三九・旧第八条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第八号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第一〇号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年規則第二四号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年規則第三九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

認定こども園の認定申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては、
主たる事務所の所在地)
申請者 氏 名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏 名)
(生年月日 年 月 日)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律
第77号)第3条第 項の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

認定を受ける 施 設 の 種 別	幼稚園 ・ 保育所 ・ 届出保育施設		
施設の設置者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	法人の代表者の氏名		
施 設 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称		
	所 在 地		
認定こども園 の 名 称			
認定こども園 の長となるべ き 者 の 氏 名			
事 業 開 始 予 定 年 月 日			
定 員		保 育 を 必 要 と す る 子 ど も の 数	保 育 を 必 要 と す る 子 ども以外の子どもの数
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人

教育及び保育 の目標及び 主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】		
	【教育及び保育のねらい】		
	【教育及び保育の内容の概要】		
	【開園日数・時間】		
	年間開園日数	日	
	開園時間	平日	
		土曜日	
		日曜日・祝日	
		その他	
休園日			
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの			

添付書類(様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。)

①事業計画書(別添第1号)、②指導計画書(別添第2号)、③給食提供計画書(別添第3号又は別添第3号の2)、④子育て支援事業計画書(別添第4号)、⑤敷地の平面図並びに建物・設備の平面図、立面図及び部屋別面積表(別添第5号)、⑥施設が離れている場合には、施設と施設の行き来が分かる経路図、⑦建物の検査済証又は検査調書の写し(新築、改築を伴う場合のみ)、⑧職員研修計画書(別添第6号)、⑨子育て支援事業に係る市町村の意見書、⑩保険加入証等の写し、⑪設置主体の収支予算書及び土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書、⑫法人の場合にあつては、役員名(ふりがな)及び生年月日を記載した役員名簿並びに本件申請に係る意思決定の内容が確認できる理事会の議事録、⑬就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項の基準に係る誓約書(別添第7号)

(別添第1号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業計画書

1 職員の状況

職名	氏名	年齢	資格の種類、取得年月日及び番号	勤務形態

注1 採用予定の職員も記入すること。
2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

2 認定こども園の組織図

3 情報の開示

(1) 開示する情報の種類

(2) 開示の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生(換気、採光、保温など)

(5) 健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	自己評価 ・ 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

9 利用者負担額

園児が居住する市町村が定める額を毎月徴収する。そのほか、下記の費用を徴収する。

	有 無	内容・理由	金 額
上乗せ徴収	☐ 有 ☐ 無		
実費徴収	☐ 有 ☐ 無		

○ 上乗せ徴収又は実費徴収に関する保護者からの同意の確認方法について

[]

※① 上乗せ徴収又は実費徴収を行う場合は、利用者負担額設定に当たっての考え方を添付すること(様式は自由)。

② 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

(別添第2号)

施 設 名	
-------	--

認定こども園指導計画書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】
認定こども園として配慮している点	
施設の特徴・工夫している点	

2 年間行事予定

月	行 事 予 定	備 考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

3 子どもの1日の活動内容

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	20 : 00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定 員						
組 名						
職員配置						
職員資格	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

5 環境の構成

各 年 齢 ご と の 留 意 点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項 目	留 意 点
特別な配慮を要する 子 ども の 指 導	
施 設 と 家 庭 と の 連 絡 ・ 協 力 体 制	
職 員 間 の 連 絡 ・ 協 力 体 制	

7 小学校教育との連携

(別添第3号)

施 設 名	
-------	--

認定こども園における給食提供計画書

1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組

5 食事計画の作成に当たって工夫した点

6 食育の取組

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

(別添第3号の2)

施 設 名	
-------	--

認定こども園における給食提供計画書(外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

- (1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格
- (2) 献立表の事前確認者
- (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者
- (4) 検食実施者
- (5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について 栄養士による 指導を受けられる 体制の状況	

4 受託業者の適否

- (1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏 名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

5 給食の実施予定

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時間						

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組

(別添第4号)

施 設 名	
-------	--

認定こども園における子育て支援事業計画書

事 業 名	
事 業 概 要	【内容】
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)
	【対象】
	【実施日数及び実施時間】
	【職員の状況】
	【利用料】

(別添第5号)

施設名

部 屋 別 面 積 表

[illegible]

(3) 備 品					
(乳児室備品)		(保育室備品)		(給食用備品)	
室内滑り台		ス ト ー プ			
椅子ブランコ		扇 風 機			
歩 行 器					
手 押 車					
ベ ッ ド					
ス ト ー プ					
扇 風 機					
				(医療品等)	
				体 重 計	
				身 長 計	
				体 温 計	
				巻 尺	
		(屋外遊戯場備品)		救急医療品	
		滑 り 台		消 化 器	
		ブ ラ ン コ		事 務 用 机	
				事務用椅子	
(保育室備品)					
机					
椅 子					
黒 板					
ピ ア ノ					
オルガン					
積 木					
絵 本					

(別添第6号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修計画書

	研修実施予定		備考
	園内研修	園外研修	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(別添第7号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律第3条第5項の基準に係る誓約書

申請者 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

(記名押印又は署名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項に

よる下記の基準を満たしていることを誓います。

記※

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項若しくは第3項の条例で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。2 当該申請に係る施設を設置する者(その者が法人である場合にあつては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。))とする。次号において同じ。)が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。3 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。4 次のいずれにも該当するものでないこと。<ol style="list-style-type: none">イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。ニ 申請者が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下ホ及び第17条第2項第7号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、 |
|--|

当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもののうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ト 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はへのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

チ 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はへのいずれかに該当する者であるとき。

※ 申請者が学校法人又は社会福祉法人である場合は、上記第1号から第3号までを削除して使用すること。

様式第2号(第3条関係)

幼保連携型認定こども園の設置認可申請(届出)書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)

ふりがな

(届出者) 法人の名称(個人にあつては、氏名)

ふりがな

法人の代表者の氏名

(記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園を設置運営したい(します)ので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

- ☐ 第17条第1項及び同法施行規則第15条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
☐ 第16条及び同法施行規則第15条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。
☐ 第34条第3項及び同法施行規則第15条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

施設の設置者	法人の名称(個人にあつては、氏名)		
	法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)		
	法人の代表者の氏名		
設置主体の種別	社会福祉法人 ・ 学校法人 ・ 市町村 ・ その他 ()		
施設の名称及び所在地	名	称	
	所	在 地	
既存施設がある場合	施設の種別	幼稚園 ・ 保育所 ・ 届出保育施設	
	施設名		
定員		保育を必要とする子どもの数	保育を必要とする子ども以外の子どもの数
	満3歳以上	人	人
	満3歳未満	人	人
認定こども園の長となるべき者の氏名			
開設予定年 月 日			

教育及び保育の目標及び主な内容	【認定こども園として目指す教育及び保育の目標や理念】		
	【教育及び保育のねらい】		
	【教育及び保育の内容の概要】		
	【開園日数・時間】		
	年間開園日数	日	
	教育週数	週	
	開園時間	平日	
		土曜日	
		日曜日・祝日	
		その他	
休園日			
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの			
添付書類(様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。) ①事業計画書(別添第1号)、②指導計画書(別添第2号)、③給食提供計画書(別添第3号又は別添第3号の2)、④子育て支援事業計画書(別添第4号)、⑤園地、園舎その他の設備の規模及び構造(別添第5号)並びにその図面、⑥建物の検査済証又は検査調書の写し(新築、改築を伴う場合のみ)、⑦職員研修計画書(別添第6号)、⑧子育て支援事業に係る市町村の意見書、⑨保険加入証等の写し、⑩設置主体の収支予算書及び土地建物の登記事項証明書又は賃貸借等の契約書、⑪法人の場合にあっては、役員名(ふりがな)及び生年月日を記載した役員名簿並びに本件申請に係る意思決定の内容が確認できる理事会の議事録、⑫就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項の基準に係る誓約書(別添第7号)、⑬園則(施設運営の重要事項に関する規程)、⑭園長、副園長及び教頭の履歴書			

(別添第1号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業計画書

1 幼保連携型認定こども園の目的

2 職員の状況

(1) 園長・副園長・教頭

園 長	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他()	
	年	年	年	
副 園 長	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他()	
	年	年	年	
教 頭	氏 名		年齢	生年月日
	(ふりがな)			
	勤務経験			
	幼稚園	保育所	その他()	
	年	年	年	

(2) 職員名簿(園長・副園長・教頭を除く)

	氏名	職種※1	年齢	雇用形態※2			免許状等の有無※3						
				常勤	非常勤	週当たりの勤務時間数(h)	保育士	幼稚園教諭	看護師又は保健師	養護教諭	栄養士	その他	
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													

23												
24												
25												

※1 職種は、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、助保育教諭、講師、養護助教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を記載すること。

※2 該当する欄に○を記入し、非常勤職員については、週当りの勤務時間数も記入すること。（時間外勤務分は除く。）

※3 該当する欄に○を記入すること。保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者の中から配置すること。該当する資格証等の写しを添付すること。

(3) 提携医療機関

医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	
医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	

医療機関名	(診療科目：)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	

3 運営状況に関する情報提供

(1) 開示する情報の種類

(2) 情報提供の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生(換気、採光、保温など)

(5) 園児及び職員の健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	☐ 自己評価 ☐ 自己評価結果を踏まえた保護者・園関係者の評価 ☐ 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

9 給食提供方法

教育標準時間認定こども	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理) ☐ 外部搬入 ☐ 未実施(食事の対応：)
保育認定こども(3歳以上児)	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理) ☐ 外部搬入
保育認定こども(3歳未満児)	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理)

※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

(別添第2号)

施設名	
-----	--

認定こども園指導計画書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】
認定こども園として 配慮している点	
施設の特徴・工夫し ている点	

2 年間行事予定

月	行事予定	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

3 子どもの1日の活動内容

(1) 1号認定

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
月～金								
土								
日								

(2) 2号認定

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
月～金								
土								
日								

(3) 3号認定

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
月～金								
土								
日								

4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児
定 員				()
組 名				
職員配置				
	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定 員	()	()	()	()
組 名				学級
職員配置				

※ 各学級ごとに定員数(35名以下)及び職員配置について記入すること。

※ 満3歳以上児については()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

※ 年齢は年度の初めの日の前日の年齢とし、満3歳以上児については同年齢で学級を編成することを原則とする。

※ 学級担任は専任職員とすること。

5 環境の構成

各 年 齢 ご と の 留 意 点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

7 小学校教育との連携

8 幼保連携型認定こども園の園則(施設運営の重要事項に関する規程)の作成

記載の有無	園則記載事項
☐	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
☐	2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
☐	3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
☐	4 利用定員及び職員組織に関する事項
☐	5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
☐	6 保育料その他の費用徴収に関する事項
☐	7 その他施設の管理についての重要事項

園則：別添のとおり

(別添第3号)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供計画書

1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数						
給食時間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

氏名 資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組み

5 食事計画の作成にあたって工夫した点

6 食育の取組み

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

(別添第3号の2)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供計画書(外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

(1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

(2) 献立表の事前確認者

(3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者

(4) 検食実施者

(5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について 栄養士による指 導を受けられる 体制の状況	

4 受託業者の適否

(1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

5 給食の実施予定

	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間			

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組み

(別添第4号)

施設名

認定こども園における子育て支援事業計画書

事業名	
事業概要	【内容】
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)
	【対象】
	【実施日数及び実施時間】
	【職員の状況】
	【利用料】

(別添第5号)

施設名	
-----	--

園地、園舎その他の設備の規模及び構造

1 建物及び園庭の規模及び構造

建物の構造				□耐火建築物 □準耐火建築物
室名	室数	面積 (㎡)	階数	備 考
乳 児 室				
ほ ふ く 室				
保 育 室 (上段3歳未満児) (下段3歳以上児)				
遊 戯 室				
調 理 室				
調 乳 室				
沐 浴 室				
保 健 室				
職 員 室				
図 書 室				
会 議 室				
便 所				(大 器、小 器)
職 員 用 便 所				(大 器、小 器)
子育て支援事業用室				
そ の 他				
合 計				
園 庭				

- (注) 1 建物が複数ある場合は、建物毎に本表を作成すること。
2 室名は適宜変更して差し支えないこと。ただし、その場合は用途を備考欄に記入すること。
3 各階平面図及び敷地内地図を添付のこと。
4 乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積は有効面積を記載すること。

2 設備

(1) 備えるべき設備等

設備名	設置の有無	数 量	設置基準
飲料水用設備	☐ 有 ☐ 無		備えるべき設備
手洗用設備	☐ 有 ☐ 無		備えるべき設備
足洗用設備	☐ 有 ☐ 無		備えるべき設備
放送聴取設備	☐ 有 ☐ 無		努力義務
映写設備	☐ 有 ☐ 無		努力義務
水遊び場	☐ 有 ☐ 無		努力義務
園児清浄用設備	☐ 有 ☐ 無		努力義務

(2) その他の設備

備品名	数量	備品名	数量	備品名	数量
(乳児室備品)		(保育室備品)		(給食用備品)	
室内滑り台		ス ト ー プ			
椅子ブランコ		扇 風 機			
歩 行 器					
手 押 車					
ベ ッ ド					
(消防用備品)				(医療品等)	
消火器				体 重 計	
火災報知器				身 長 計	
				体 温 計	
				巻 尺	

3 土地建物の権利関係

(1) 土地 ☐自己所有 ☐賃貸 (相手方氏名)
月額賃料 円(管理費 円)

(2) 建物 ☐自己所有 ☐賃貸 (相手方氏名)
月額賃料 円(管理費 円)

4 飲料水

☐ 上水道 ☐ 井戸水 ☐ その他()

* 飲料水の水質検査証の写しをつけること。

(別添第6号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修計画書

	研修実施予定		備考
	園内研修	園外研修	
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

(別添第7号)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律第17条第2項の基準に係る誓約書

申請者 法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)
法人の名称(個人にあつては、氏名)
法人の代表者の氏名 (記名押印又は署名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律
第77号)第17条第2項による下記のいずれにも該当していないことを誓います。

記

- | | |
|---|---|
| 1 | 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 |
| 2 | 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 |
| 3 | 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。 |
| 4 | 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |
| 5 | 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しないものであるとき。 |

- 6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 7 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者
 - ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないもの(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)
 - ニ 第4号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しないもの

様式第3号(第4条関係)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請(届出)書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

設置者	(変更前)
	法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所) ふりがな
	法人の名称(個人にあつては、氏名) ふりがな
	法人の代表者の氏名 (署名)
	(変更後)
	法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所) ふりがな
	法人の名称(個人にあつては、氏名) ふりがな
	法人の代表者の氏名 (署名)

下記の幼保連携型認定こども園について、設置者を変更したい(します)ので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条(第16条)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第18条の規定により、下記のとおり、申請します(届け出ます)。

記

- 1 認定こども園の名称
- 2 変更の理由
- 3 変更の時期
- 4 幼保連携型認定こども園の認可(届出)事項の変更内容
(目的・所在地・園地、園舎等、園則、経費の見積り及び維持方法)

様式第4号(第4条関係)

幼保連携型認定こども園廃止(休止)に係る申請(届出)書

年 月 日

福岡県知事 殿

設置者 法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)
ふりがな
法人の名称(個人にあつては、氏名)
ふりがな
法人の代表者の氏名 (記名押印又は署名)

幼保連携型認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)

- ☐ 第16条の規定により廃止(休止)しますので、次のとおり届け出ます。
☐ 第17条第1項の規定により廃止(休止)したいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 園児の処置方法
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分(廃止の場合のみ)

様式第5号(第4条関係)

認定こども園に係る変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては、
設置者 主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

現在、設置認可を受けている(認定を受けている)認定こども園について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり変更しますので、届け出ます。

認定子ども園の種別	幼保連携型・幼稚園型・保育所型・その他の型	
認定子ども園の名称		
変 更 日		
変更事項	変更前	変更後

添付書類(変更内容が確認できる書類を添付すること。)

様式第6号その1(第5条関係)

認定こども園の運営状況報告書(幼保連携型以外)

年 月 日

福岡県知事 殿

住所(法人にあつては、
設置者 主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第 項の認定を受けた施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

施設の設置者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
	法人の代表者の氏名		
施設 の 名 称 及 び 所 在 地	名 称		
	所 在 地		
認定こども園の 名 称			
報告年月日前日 において在籍し ている子どもの 数(定員)		保育を必要とする子どもの 数	保育を必要とする子ども以 外の子どもの数
	満3歳以上	(定員 人)	(定員 人)
	満3歳未満	(定員 人)	(定員 人)

* 定員数を()内に記載すること。

添付書類(様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。)

- (1) 事業報告書(別添第1号)
- (2) 指導報告書(別添第2号)
- (3) 給食提供報告書(別添第3号又は別添第3号の2)・献立表(1か月分)
- (4) 子育て支援事業報告書(別添第4号)
- (5) 職員研修報告書(別添第5号)
- (6) 決算書

(別添第1号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業報告書

1 職員の状況

職 名	氏 名	年 齢	資格の種類、取得年月日 及び番号	勤 務 形 態

注1 年度終了日の状況を記入すること。
2 「勤務形態」欄は、1日の勤務時間数及び1か月の勤務日数を記入すること。

2 認定こども園の組織図

3 情報の開示

- (1) 開示した情報の種類
- (2) 開示の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

選 考 の 実 施 の 有 無	有 ・ 無
選 考 の 方 法	

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

- (1) 耐震
- (2) 防災
- (3) 防犯

(4) 環境衛生(換気、採光、保温など)

(5) 健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

行った評価の種類	自己評価 ・ 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決

苦情の数	受け付けた件数	
	解決済みの件数	
	未解決の件数	
苦情の主な内容		

9 利用者負担額

園児が居住する市町村が定める額を毎月徴収する。そのほか、下記の費用を徴収する。

	有 無	内容・理由	金 額
上乗せ徴収	☐ 有 ☐ 無		
実費徴収	☐ 有 ☐ 無		

○ 上乗せ徴収又は実費徴収に関する保護者からの同意の確認方法について

[]

※① 上乗せ徴収又は実費徴収を行っている場合は、利用者負担額設定に当たっての考え方を添付すること(様式は自由)。

② 上記料金の記載に当たり、当様式により難しい場合は、関係資料を添付すること。

(別添第2号)

施設名	
-----	--

認定こども園指導報告書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】
認定こども園として 配慮した点	
施設の特徴・工夫し た点	

2 年間行事実績

月	行 事 名	参 加 者	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10月			
11月			
12月			
1 月			
2 月			
3 月			

3 子どもの1日の活動内容

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	20 : 00
月							
火							
水							
木							
金							
土							
日							

4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定 員						
組 名						
職員配置						
職員資格	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人	併： 人 幼： 人 保： 人

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

3歳以上児については、()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項 目	留 意 点
特別な配慮を要する子どもの指導	
施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

7 小学校教育との連携

(別添第3号)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供報告書

1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数時間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組

5 食事計画の作成に当たって工夫した点

6 食育の取組

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

※献立表を添付すること。

(別添第3号の2)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供報告書(外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

- (1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者
- (2) 献立表の事前確認者
- (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者
- (4) 検食実施者
- (5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について栄養士による指導を受けた体制の状況	

4 受託業者の適否

- (1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏 名	年 齢	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施状況

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況

5 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数時間						

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組

※献立表を添付すること。

(別添第4号)

施設名	
-----	--

認定こども園における子育て支援事業報告書

事業名													
事業概要	【内容】												
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)												
	【年間延べ利用人数】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	【実施日数及び実施時間】												
	【職員の状況】												
	【利用料】												

(別添第5号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修報告書

	園内研修	園外研修	備 考
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10月			
11月			
12月			
1 月			
2 月			
3 月			

様式第6号その2(第5条関係)

幼保連携型認定こども園の運営状況報告書

年 月 日

福岡県知事殿

設置者 法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)
ふりがな
法人の名称(個人にあつては、氏名)
ふりがな
法人の代表者の氏名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の認可を受けた施設の運営の状況について、次のとおり報告します。

施設の設置者	法人の名称(個人にあつては、氏名)		
	法人の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)		
	法人の代表者の氏名		
施設の名称及び所在地	名	称	
	所	在 地	
報告年月日前日 において在籍し ている子どもの 数 (定員)		保育を必要とする子どもの数	保育を必要とする子ども以外 の子どもの数
	満3歳以上	(定員 人)	(定員 人)
	満3歳未満	(定員 人)	(定員 人)

* 定員数を()内に記載すること。

添付書類(様式中に記入できない項目については、「別添」として資料を添付すること。)

- (1) 事業報告書(別添第1号)
- (2) 指導報告書(別添第2号)
- (3) 給食提供報告書(別添第3号又は別添第3号の2)・献立表(1か月分)
- (4) 子育て支援事業報告書(別添第4号)
- (5) 職員研修報告書(別添第5号)
- (6) 決算書

(別添第1号)

施設名	
-----	--

認定こども園事業報告書

1 幼保連携型認定こども園の目的

2 職員の状況

(1) 園長・副園長・教頭

園長	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他()
	年	年	年
副園長	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他()
	年	年	年
教頭	氏 名	年齢	生年月日
	(ふりがな)		
	勤務経験		
	幼稚園	保育所	その他()
	年	年	年

(2) 職員名簿(園長・副園長・教頭を除く)

	氏名	職種 ^{※1}	年齢	雇用形態 ^{※2}				免許状等の有無 ^{※3}				
				常勤	非常勤	勤務時間数（h）	週当たりの	保育士	幼稚園教諭	看護師又は保健師	養護教諭	栄養士
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												

23												
24												
25												

※1 職種は、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、事務職員、助保育教諭、講師、養護助教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等を記載すること。

※2 該当する欄に○を記入し、非常勤職員については、週当りの勤務時間数も記入すること。（時間外勤務分は除く。）

※3 該当する欄に○を記入すること。保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、原則として、幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者の中から配置すること。該当する資格証等の写しを添付すること。

(3) 提携医療機関

医療機関名	(診療科目：)	
所在地	〒 — TEL FAX	
提携内容		
医療機関名	(診療科目：)	
所在地	〒 — TEL FAX	
提携内容		

医療機関名	(診療科目 :)
所在地	〒 — TEL FAX
提携内容	

3 運営状況に関する情報提供

(1) 開示する情報の種類

(2) 情報提供の方法

4 入園する子どもの公正な選考方法

5 特別な配慮が必要な子どもの受入れについての配慮

6 子どもの健康及び安全を確保する体制

(1) 耐震

(2) 防災

(3) 防犯

(4) 環境衛生(換気、採光、保温など)

(5) 園児及び職員の健康診断

(6) 感染症等への対応

7 自己評価及び外部評価

評価の実施予定	☐ 自己評価 ☐ 自己評価結果を踏まえた保護者・園関係者の評価 ☐ 外部評価
評価結果の活用方法	

8 苦情解決の担当者

苦情受付担当者職氏名	
苦情解決責任者職氏名	

9 給食提供方法

教育標準時間認定こども	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理) ☐ 外部搬入 ☐ 未実施(食事の対応：)
保育認定こども(3歳以上児)	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理) ☐ 外部搬入
保育認定こども(3歳未満児)	☐ 自園調理 ☐ 業務委託(施設内調理)

※業務委託契約書、委託仕様書等を添付すること。

(別添第2号)

施設名	
-----	--

認定こども園指導報告書

1 教育・保育課程

教育・保育の目標	
各年齢ごとの目標	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】
認定こども園として 配慮している点	
施設の特徴・工夫し ている点	

2 年間行事予定

月	行事予定	備考
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

3 子どもの1日の活動内容

(1) 1号認定

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
月～金								
土								
日								

(2) 2号認定

時刻 曜日	7 : 00	8 : 00	10 : 00	12 : 00	14 : 00	16 : 00	18 : 00	20 : 00
月～金								
土								
日								

(3) 3号認定

時刻 曜日	7:00	8:00	10:00	12:00	14:00	16:00	18:00	20:00
月～金								
土								
日								

4 クラス編制と職員配置

	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定 員				()	()	()	()
組 名							
職員配置							

※同一年齢の子どもについて複数のクラスがある場合は、クラスごとに記入すること。

満3歳以上児については、()内に「教育及び保育相当時間利用児」を内数で記載すること。

5 環境の構成

各年齢ごとの留意点	【6か月未満児】
	【6か月から1歳3か月未満児】
	【1歳3か月から2歳未満児】
	【2歳児】
	【3歳児】
	【4歳児】
	【5歳児】

6 日々の教育及び保育の指導に関する留意点

項目	留意点
特別な配慮を要する子どもの指導	

施設と家庭との連絡・協力体制	
職員間の連絡・協力体制	

7 小学校教育との連携

8 幼保連携型認定こども園の園則(施設運営の重要事項に関する規程)の作成

記載の有無	園則記載事項
☐	1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項
☐	2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項
☐	3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項
☐	4 利用定員及び職員組織に関する事項
☐	5 入園、退園、転園、休園及び卒園に関する事項
☐	6 保育料その他の費用徴収に関する事項
☐	7 その他施設の管理についての重要事項

園則：別添のとおり

(別添第3号)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供報告書

1 給食の実施状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数						
給食時間						

2 調理設備

3 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格

氏名 資格

4 調理業務従事者

(1) 人数

(2) 衛生管理の取組み

5 食事計画の作成にあたって工夫した点

6 食育の取組み

7 アレルギー等への配慮

8 離乳食への配慮

(別添第3号の2)

施設名	
-----	--

認定こども園における給食提供報告書(外部搬入)

1 調理設備の内容

2 施設の体制

- (1) 子どもの栄養基準及び献立の作成基準作成者及びその資格
- (2) 献立表の事前確認者
- (3) 調理等について現場作業責任者に指示を与える者
- (4) 検食実施者
- (5) 子どもの嗜好調査の実施者

3 栄養士の配置状況等

配 置 場 所	認定こども園又は他の施設 ・ 保健所 ・ 市町村 ・ その他
献立等について 栄養士による指 導を受けられる 体制の状況	

4 受託業者の適否

- (1) 栄養士の配置状況

(2) 調理業務従事者

	氏名	資格	当該業務の経験年数
1			
2			
3			
4			
5			
6			

(3) 調理業務従事者に対する衛生面及び技術面の教育又は訓練の実施予定

(4) 調理業務従事者の健康診断及び検便の実施予定

5 給食の実施予定

	3歳児	4歳児	5歳児
給食回数 時 間			

6 アレルギー等への配慮

7 食育の取組み

(別添第4号)

施設名	
-----	--

認定こども園における子育て支援事業報告書

事業名													
事業概要	【内容】												
	【工夫した点】 (保護者の参加等への配慮や地域の機関・人材等の活用など)												
	【年間延べ利用人数】												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	【実施日数及び実施時間】												
	【職員の状況】												
	【利用料】												

(別添第5号)

施設名	
-----	--

認定こども園における職員研修報告書

	園内研修	園外研修	備考
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

様式第7号(第6条関係)

認定こども園の認定通知書

文 書 番 号
年 月 日

申請者 殿

福岡県知事 印

年 月 日付けで申請の〈施設名〉は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第 項に掲げる要件に適合している旨認定します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	

様式第8号(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

殿

福 岡 県 知 事 

認定こども園の認定に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第 項の認定を行うことについて、同条第6項の規定に基づき、協議します。

施 設 名		
施 設 の 概 要	設 置 者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	

添付書類

法第4条第1項各号に掲げる事項を記載した書類

様式第9号(第6条関係)

認定こども園の不認定通知書

文 書 番 号
年 月 日

申請者 殿

福岡県知事 印

年 月 日付けで申請の〈施設名〉は、次の理由により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第 項に掲げる要件に適合している旨の認定はできません。

施設の名称及び所在地	
認定を行わない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(福岡県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する福岡県知事の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第10号(第6条関係)

認定こども園の認定取消通知書

文 書 番 号
年 月 日

施設設置者 殿

福岡県知事 印

年 月 日 号で認定の〈施設名〉は、次の理由により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に基づき認定こども園の認定を取り消します。

施設の名称及び所在地	
認定こども園の名称	
認定を取り消す理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(福岡県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する福岡県知事の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第11号(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

殿

福岡県知事 印

認定こども園の認定(取消し)に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第 項の認定(第7条第1項の認定の取消し)を行うことについて、同法第8条第1項の規定に基づき、協議します。

施 設 名		
施 設 の 概 要	設 置 者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	
認定の取消しを行おうとする理由		

- 添付書類
- 1 認定申請書(写)
 - 2 監査調書(写)

※ 添付書類は、認定・認定取消しを行う場合に必要な書類を添付すること。

様式第12号(第6条関係)

幼保連携型認定こども園の設置(廃止・休止・設置者の変更)
認可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申 請 者 殿
(設 置 者)

福 岡 県 知 事 

年 月 日付けで申請の＜施設名＞の設置(廃止・休止・設置者の変更)について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項及び第2項の規定に基づき、認可したので通知します。

施設の名称及び所在地	
設置者	
設置(廃止・休止・設置者の変更)年月日(期間)	

様式第13号(第6条関係)

文書番号
年 月 日

殿



幼保連携型認定こども園の認可に係る協議書

次の施設について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を行うことについて、同条第 項の規定に基づき、協議します。

施設名		
施設の概要	設置者	
	代表者の氏名	
	施設の所在地	

添付書類

※設置の認可の場合

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「規則」という。）第15条第1項各号に掲げる事項を記載した書類

※廃止又休止の認可の場合

規則第17条に掲げる事項を記載した書類

※設置者の変更の認可の場合

規則第18条に掲げる事項を記載した書類

様式第14号(第6条関係)

幼保連携型認定こども園の設置不認可通知書

文 書 番 号
年 月 日

申 請 者 殿

福 岡 県 知 事 

年 月 日付けで申請の＜施設名＞は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第7項の規定に基づき、下記のとおり認可をしない旨通知します。

記

施設の名称及び所在地	
認可を行わない理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(福岡県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する福岡県知事の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

様式第15号(第6条関係)

幼保連携型認定こども園の設置認可取消通知書

文 書 番 号
年 月 日

設 置 者 殿

福 岡 県 知 事 

年 月 日付で認可した＜施設名＞は、下記の理由により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第22条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消します。

施設の名称及び所在地	
認可を取り消す理由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日(福岡県知事に対して審査請求をした場合は、当該審査請求に対する福岡県知事の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(訴訟において福岡県を代表する者は、福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することもできます。